

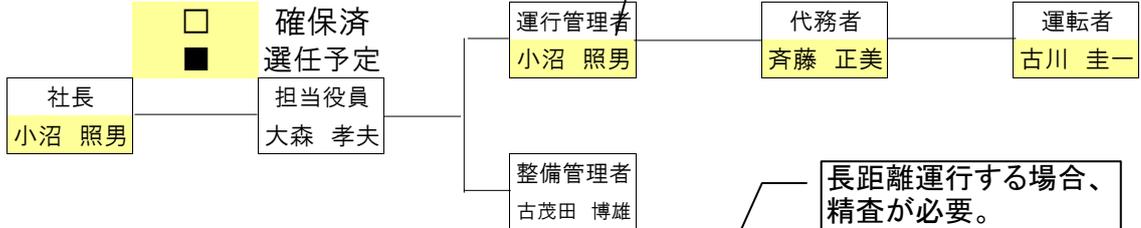
事業用自動車の運行管理体制

1 事業計画を遂行するに足る有資格者の運転者を確保する

確保人員 5 名
 確保予定人員 0 名
 危険物取扱資格 (無)

運行管理者を確保しないといくら許可が下りても緑ナンバーに変更することはできない。受託時に運行管理者を確保済みか否かを確認しておく必要がある。

2 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



長距離運行する場合、精査が必要。

3 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び常務割の計画

拘束時間(単位:時間)	運転時間(単位:時間)	休憩時間(単位:時間)
1ヶ月	216	勤務と勤務の間 10
1日	9	2週平均1週当り 30
	連続運転時間	3.5

4 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	運行前点検の実施場所	運行前点検の実施者	営業所と車庫間の連絡方法
本社営業所	小沼 照男	車庫	古茂田 博雄	電話

5 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

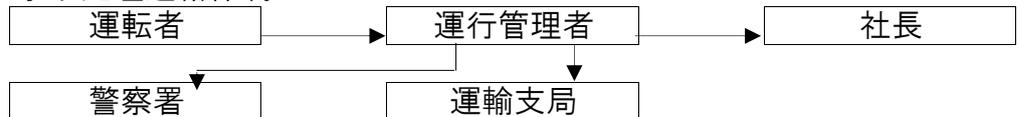
研修・講習会等の開催予定 年 6 回

(2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

① 研修・講習会等の開催予定 年 6 回

② 積載量確認方法 計量器 運行依頼票

(3) 事故処理連絡体制



6 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 小沼 照男

苦情処理担当者 氏名 大森 孝夫

特別積合せしないのか、利用運送しないのか？

適用する運送約款

- ① 運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ② 運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
- ③ 運輸省告示第579号(平成2年11月26日)による標準貨物自動車利用運送約款を適用する。
- ④ 運輸省告示第580号(平成2年11月26日)による標準貨物自動車利用運送(引越)約款を適用する。
- ⑤ 上記以外の運送約款を設定する。